

令和7年第3回津市教育委員会会議録

日時：令和7年3月17日（月）

午後4時開会

場所：教育委員会室

出席委員	委	員	西	口	晶	子
	委	員	富	田	昌	平
	委	員	田	村		学
	委	員	山	口	友	美

出席者	教育長	森	昌	彦
	教育総務部長	家	城	寛
	学校教育部長	伊	藤	雅子
	教育総務部次長	長	脇	弘幸
	学校教育部次長（兼）			
	学校教育課長	伊	藤	幸功
	教育総務部生涯学習担当参事（兼）			
	中央公民館長	松	永	正春
	生涯学習課文化財・			
	津城跡整備活用推進担当副参事	松	尾	篤
	教育研究支援課長	山	下	尊仁
	人権教育課長	鈴	木	武史

教育長 それでは本日の議案の概要説明をお願いします。

教育総務部長 本日は、議案第7号 人事異動について、議案第8号 津市指定有形民俗文化財の指定について、議案第9号 津市立学校の管理に関する規則の一部改正について、議案第10号 令和7年度学校運営協議会委員の任命についての4件の議案について、御審議をお願いします。次に報告事項として(1)令和6年度学校における差別事象への取組からの1件でございます。詳しい内容につきましては、それぞれの担当課長等から説明いたしますので、よろしくお願いします。

教育長 本日の議案は、お手元の事項書のとおり、議案第7号から議案第10号の4件です。このうち議案第7号、議案第10号の2件、報告事項(1)の1件につきましては、津市教育委員会会議規則第16条第1項第1号及び第4号の規定に該当するため、非公開としたいと思いますが、いかがでしょうか。

各委員 (異議なし。)

教育長 それでは、議案第7号、議案第10号の2件、報告事項(1)の1件につきましては、非公開と決定します。

<以下公開>

教育長 それでは、議事に入ります。議案第8号「津市指定有形民俗文化財の指定について」、事務局から説明をお願いします。

生涯学習課文化財・津城跡整備活用推進担当副参事 議案第8号津市指定有形民俗文化財の指定について御説明します。本日審議をお願いします獅子舞用具(獅子頭、天狗面)につきましては、一身田中野地区に伝わる津市指定無形民俗文化財の中野獅子舞の用具で、所有者の宗教法人大乃古曾神社から令和5年3月2日付で教育委員会宛に市指定有形民俗文化財指定申請書が提出され、同年3月20日開催の教育委員会において、文化財保護審議会への諮問が議決されています。文化財保護審議会では、現地調査及び関連文書を含めた詳細な調査を専門部会で行いましたところ、獅子頭について関係する古文書が多数確認され、令和5年度の文化財保護審議会においては継続調査とすることを決定し、引き続き調査を実施してまいりました。その結果、獅子頭・天狗面のほか、保存のための箱と関連文書を含めた資料について、令和7年2月14日開催の文化財保護審議会において市指定有形民俗文化財としての指定について教育委員会に建議することを議決し、文化財的価値が認められたため、津市教育委員会事務委任等に関する規則第3条第1項第13号の規定に基づき、教育委員会に市指定文化財の指定についてお諮りするものです。詳細につきましては、資料の4枚目からの文化財調査報告書にまとめられております。調査報告書の1ページを御覧ください。今回指定しようとする資料の種別は「有形民俗文化財」、「名称及び員数」は「獅子頭 天狗面 附 獅子頭箱1個、附 中野獅子舞関係文書29点」になります。所在地、所有者ともに津市一身田中野の「大乃古曾(おおのこそ)神社」です。調査報告書2の調査概要としましては、現地にて調査を実施しました獅子頭、天狗面、獅子頭箱、その他の獅子舞用具の調査結果をまとめております。獅子頭、天狗面の写真は7ページ、8ページで、それぞれ朱塗りの同筆の銘

文があり、ともに嘉永2(1849)年の修理に際して記されたものです。獅子頭舌裏面の銘文は嘉永2年の修理以前の明和元(1764)年に記されたもので、このことから獅子頭は18世紀中期、天狗面も19世紀中期には存在していたこと、近世の年紀名が記された獅子頭や天狗面は貴重で保存状況も良好で、獅子頭は大乃古曾神社の見初大明神の御神体でもあり、無形民俗文化財中野獅子舞の価値と合わせて、有形民俗文化財としての価値も高いと考えられることが報告されています。獅子頭箱は9ページ、10ページの写真で、3年に一度の獅子舞奉納の日以外は、獅子頭箱に収納し、墨書を前に向けて、神社神殿に納められています。獅子頭箱の年代は明らかではありませんが、近世のものである可能性があり、獅子頭と一体的に評価されるべきものとされています。次に2ページの「その他、参考となる事項」を御覧ください。この獅子頭(獅子舞)に関する古文書です。これまで「神社関係資料」、「中野区有文書」、「大村家文書」として、それぞれ伝来してきたもののの中から、今回の調査により29点の古文書が獅子頭等に関係するものと判明しました。写真は11ページから25ページ、1点毎の内容詳細は26ページから28ページの文書目録となります。内容は、中野村と大古曾村の大乃古曾神社神主との獅子頭をめぐる所有権に関わる争論文書25点と近代の神社由緒に関するものです。争論は中野獅子舞が行われる中野村の大乃古曾神社は神主不在のことから、大古曾村の大乃古曾神社神主を雇って行っていたことから、大古曾村の神主が享保12年(1727)に、中野村の神社の見初大明神(御神体の獅子頭)を大古曾村の神社のものとしたことがはじまりで、明和元年(1764)に神主の代替わりで和解に動くまで続き、翌年に落ち着いたことがわかります。この和解の目途によって獅子頭の修理が行われたと考えられます。

以上の調査内容から、4ページに「文化財としての評価」としてまとめられました。近世の年紀名が記された獅子頭や天狗面は貴重で保存状況も良好であり、無形民俗文化財中野獅子舞の価値と合わせて、有形民俗文化財としての価値も高いと考えられること。獅子頭が収納される箱は、年代は明らかではありませんが、近世のものである可能性があり、獅子頭と一体的に評価されるべきもの。また、関連する一連の古文書群につきましても、獅子頭の来歴を知るうえで貴重な資料であり、獅子頭と一体的に評価されるべきものとされています。以上、文化財保護審議会において文化財的価値が認められ、建議されましたので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

教育長 説明は以上です。御質問等ございませんか。

西口委員 すみません。

教育長 はい、西口委員。

西口委員 調査報告書の経緯を見ますと、平成22年に一度出され、そのときは「もう一度」ということで返されていたのが、15年ぐらい経過して改めて出てきたということで、ですからその間の、中野地区の関係者の皆さん、この保存についての思いが、15年が経過しても、やはり、津市に指定してほしいということがすごく伝わってきました。この保存状態もよく、これが津市のものとなっていくということに、関係者の皆さんに改めてお礼を言わせていただき、今後、うまく何とか活用してほしいと思います。これ、指定されたからといって、保管場所は変わらないですね。

生涯学習課文化財・津城跡整備活用推進担当副参事 はい、保管場所も変わりませんし、そのまま3年に一度、ずっと御神体として、神社の神棚の中に収められているということです。

西口委員 よろしくをお願いします。

富田委員 少し教えていただきたいのですが、津市内でこのような獅子舞に関するような民俗文化財はほかにも幾つかあるのですか。

教育長 生涯学習課文化財・津城跡整備活用推進担当副参事。

生涯学習課文化財・津城跡整備活用推進担当副参事 指定文化財に関しては、中野獅子頭は、大里久保野村の石積神社という所に、窪田の獅子舞があり、こちらの獅子頭は、江戸のかなり初期の段階のもので、昔から知られていまして、常に指定にはしない。その1点が指定無形文化財になっています。

富田委員 ほかにその1点しかないということですか。

生涯学習課文化財・津城跡整備活用推進担当副参事 そうです。ほかの獅子舞もされていますが、後ほど作られているものです。江戸時代から伝わっているのが、津市内では、この2件しか残っていないということです。

富田委員 ありがとうございます。

教育長 よろしいですか。

教育長 それでは議案第8号については、原案どおり可決します。

次に、議案第9号「津市立学校の管理に関する規則の一部改正について」、事務局から説明をお願いします。学校教育課長。

学校教育課長 学校教育課長の伊藤です。津市立学校の管理に関する規則の一部改正について御審議のほどをよろしくお願いいたします。管理に関する規則の第16条、改正理由の所でございますが、お手元の第9号の議案の3枚目に新旧対照表を付けておりますので御覧ください。改正理由といたしまして、三重県教育委員会におきまして、これまで栄養教諭に係る欠員補充や本務者の休職等による代替えにつきましては、食に関する指導が、職務に位置付けられていない臨時学校栄養職員を任用していたところでございますが、食育の推進を図るために新たに児童生徒への食に関する指導が可能となる、栄養教育に準ずる職務に従事する講師を新設することに伴い、所要の改正を行おうとするものでございます。つまり、今まで欠員あるいは代替えの部分は、臨時学校栄養職員という形で資格としては栄養士・管理栄養士・栄養教諭のいずれかの資格があれば任用できることとなっておりましたが、食育という部分は職務の中には入っておりませんでしたので、できませんでした。ただ今後、お認めいただければ栄養教諭の資格を持っているものであれば、教諭の講師と同じように、講師というような形で、一人単独で食の指導をしていただくこともできますし、今ほかの学校に、正規職員は栄養教諭の資格を持っていますので、県文へ指導に行っており、そのあたりのこともできるというところではございます。ただ御存じのとおり栄養教諭の配置につきましては全校配置になっておりませんので、十分な人数の配置がされていないのが事実でございます。そこはまだまだ大きな課題はあり、まずは一歩というような形で、県がそのように変えるという通知がございましたので、津市においても管理規則を変えさせていただきたいと思っております。御審議のほどどうぞよろしくお願いいたします。

教育長 説明は以上です。御質問等はございませんか。

教育長 議案第9号について、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

各委員 (異議なし。)

教育長 御異議なきようですので、議案第9号については、原案どおり可決します。

＜以下非公開＞

教育長 それでは、非公開事案の審議に入りたいと思います。議案第7号「人事異動について」、事務局から説明をお願いします。教育総務部次長。

【非公開】

教育総務部次長 説明

各委員 質疑

教育総務部次長 説明

教育長 それでは議案第7号については原案どおり可決ということで御異議ございませんか。

各委員 （異議なし。）

教育長 御異議なきようですので議案第7号につきましても原案どおり可決いたします。

次に、議案第10号「令和7年度学校運営協議会委員の任命について」、事務局から説明をお願いします。教育研究支援課長。

【非公開】

教育研究支援課長 説明

各委員 質疑

教育研究支援課長 説明

教育長 それでは議案第10号について、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

各委員 （異議なし。）

教育長 御異議なきようですので、議案第10号については、原案どおり可決します。

次に、報告事項に入ります。報告事項(1)「令和6年度学校における差別事象への取組から」、事務局から説明をお願いします。人権教育課長。

【非公開】

人権教育課長 説明

各委員 質疑

人権教育課長 説明

教育長 それでは以上で本日の案件は全て終了しました。ほかに何か御意見お聞きしたいことはよろしいでしょうか。

教育長 それでは、第3回教育委員会を終了いたします。ありがとうございました。

一同 ありがとうございました。